

暴力団排除及び保留地買受申込に係る誓約書

古河市長 宛て

平成 年 月 日

(申込者)

住 所	
氏 名	④
本 籍	※ 個人の場合のみ記入
生 年 月 日	年 月 日 ※ 個人の場合のみ記入

申込者（法人等の場合は、役員である個人を含む。以下同じ。）は、古河都市計画事業古河駅東部土地区画整理事業保留地に係る買受申込に当たっては、次の事項について誓約いたします。

また、この誓約書に関する事項について、市が必要とするときは、所管の警察本部その他の関係機関に照会することをあらかじめ承諾するとともに、誓約が虚偽であるとき又は誓約に反する事実が判明したことによって、申込者が不利益を受けることとなっても一切の異議を申し立てることはありません。

記

- 1 「公開抽せん参加申込書」、「一般競争入札参加申込書」又は「保留地買受申込書」（以下、単に「申込書」という。）に記載した申込者の住所、氏名等（法人の場合、所在地、名称、及び裏面記載の役員に関する事項）は、現在の住民票（法人の場合は登記事項）と一致します。
- 2 申込書に押印した印鑑は、市区町村に登録した印鑑又は法務局に届出した印鑑です。
- 3 申込者（自然人の場合）は、以下のすべての項目に該当しません。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人で契約につき保佐人の同意を得ていない人
 - (3) 契約行為につき補助開始の審判を受けていて、補助人の同意を得ていない人
 - (4) 営業上の許可を得ていない、又は未婚の未成年者
 - (5) 未成年後見人で監督員の同意を得ていない人
- 4 申込者は、破産者で復権を得ない者、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続き開始の申立てをし、もしくは申立てがなされている者ではありません。また、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続き開始の申立てをし、もしくは申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続き開始の申立てをし、もしくは申立てがなされている者ではありません。
- 5 申込者は、古河市より課税された税金、その他課税された国税、県税、市町村税に滞納はありません。
- 6 申込者は、古河市暴力団排除条例（平成23年古河市条例第32号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団関係者（以下、総称して「暴力団等」という。）、及び以下の項目に該当する者ではありません。
 - (1) 自己の生活又は事業に関し、暴力団等の威力を利用してしていると認められる者
 - (2) 暴力団等に経済的な利益又はその他の便宜を供与していると認められる者
 - (3) 暴力団等による実質的な支配又は関与を受けている者
 - (4) 暴力団等の活動に直接又は間接的に協力し、又は積極的に関与している者
 - (5) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団等と同一生計にある者
 - (7) その他前各号に準ずる者
- 6-2 申込者は、申込に係る保留地を茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第5号に規定する暴力団事務所用に供することはありません。
- 6-3 申込者は、申込に係る保留地の買受けが決定した場合において、当該保留地を買受けし、その引渡しを受けた後に、暴力団等及び上記2の各号に該当する者を相手方として、買受けた保留地に係る権利の譲渡又は設定を行うことはありません。

(裏面)

役員名簿

職名	ふりがな 氏名	生年月日	備考
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

備考

本書類に記載されたすべての個人情報については、古河市個人情報保護条例（平成 17 年 9 月 12 日条例第 20 号）の規定に基づき取扱うものとし、目的以外に使用しないものとします。また、本書類をもとに所管の警察本部その他の関係機関から取得した個人情報についても同様とします。

氏名は正確な字体で記載してください。また、必ずふりがなについても記載してください。

本書類における役員とは、取締役、執行役、持分会社における業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいい、相談役、執行役、持分会社における業務を執行する社員又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有する者と認められる者を含みます。